

一般社団法人マンション大規模修繕協議会定款

平成 21 年 2 月 21 日 作成
平成 21 年 3 月 1 日 認証
平成 21 年 3 月 25 日 設立
令和 2 年 7 月 9 日 改正

一般社団法人マンション大規模修繕協議会定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人マンション大規模修繕協議会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、東京都品川区に主たる事務所を置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当法人は、全ての分譲マンションの所有者・居住者を始めとする市民に対して、その管理に係わる相談・調査・研修等を行い、また、マンションの大規模修繕に係わる相談・調査・研修等を行うことで、マンションの管理運営及び大規模修繕の支援を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 分譲マンションに関する相談事業
- 2 分譲マンションに関する調査事業
- 3 分譲マンションに関する研修事業
- 4 マンション大規模修繕に関する相談事業
- 5 マンション大規模修繕に関する調査事業
- 6 マンション大規模修繕に関する研修事業
- 7 前各号に附帯または関連する一切の事業

第 3 章 社員

(会員資格及び会員区分)

第 4 条 当法人の会員は次の 3 種とし、正会員(支部会員)をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。

- | | |
|-----------|--|
| (1)正会員 | 当法人の目的及び活動に賛同し、入会した設計事務所、コンサルタント |
| (支部会員) | 及びマンション管理士又は理事会の承認があった会社 |
| (2)特別賛助会員 | 当法人の目的及び活動に賛同し、当法人の事業を賛助するために入会する管理会社、建築・施工会社、各種メーカー各社 |
| (3)組合員会員 | マンションの居住者又はその管理運営に係わる個人又は管理組合及び法人 |

(入会)

- 第 5 条 当法人の会員となるには、当法人が別に定めるところにより、代表理事に申し込むものとし、その承認を受けなければならない。
- 2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

- 第 6 条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 会員が納付した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

- 第 7 条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

- 第 8 条 会員が次の各号に該当する場合には、総会において会員の総数の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。
- 1 当法人の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
- 2 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(資格の喪失)

- 第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
- (4) 納期までに会費を納めなかったとき。
- (5) 除名されたとき。

第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(決議事項)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項
- (9) この法人の活動方針又は年度の活動計画

(開催)

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地又は別に定めた場所にて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

- 2 代表理事に事故があるときは、理事会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、この法人が定めたエリアに応じて正会員が取得したエリア数につき1個とする。

(社員総会の決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数の議決をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第 18 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を事前にこの法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第 19 条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合においては、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第 21 条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第 5 章 役員

(役員の設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 6 名以内を定めることができる
- (2) 監事 1名とする
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。
- 3 理事のうち、2 名を副代表理事とする。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副代表理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(監事)

第 27 条 監事は当法人の会計を監査し、総会に報告する。

2 監事は役員会に出席し、その職務に関し意見を述べることができる。

3 監事は役員会の議決権を行使できない。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(理事及び監事の報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第 30 条 この法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者、別に定めるこの法人の推薦者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べるができる。

4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第 31 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(役員の設置)

第 32 条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 名誉会長及び顧問の選任及び解任
 - (5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
 - (6) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 第33条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(理事会の開催)

第 34 条 通常理事会は、毎年定期に、年 2 回開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請

求があったとき。

- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第 35 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 39 条 理事及び監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第 1 5 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から 1 0 年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第 41 条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 7 章 基金

(基金の拠出)

第 42 条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第 43 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 44 条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第 45 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第 46 条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第 47 条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 48 条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 49 条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認、を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 50 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 51 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 52 条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 この法人が認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 53 条 この法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 54 条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 55 条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、これを東京都に帰属させる。

第10章 委員会

(委員会)

第 56 条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 事務局

(事務局)

- 第 57 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第 58 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第 59 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第 13 章 公告の方法

(公告方法)

- 第 60 条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

当法人の定款の写しに相違ありません

令和2年7月9日

東京都品川区東五反田一丁目6番3号
一般社団法人マンション大規模修繕協議会
代表理事 米 澤 健 治